



## 女性支援新法への期待

求められる支援

徳島文理大学保健福祉学部

人間福祉学科

教授 森泉 摩州子 さん

生活困窮、DVや性被害、家庭における役割など女性の生きづらさの課題は複雑化、多様化しています。男女平等や人権の尊重が推進されているにもかかわらず、男女の賃金格差や雇用機会の不平等などは困難な問題を抱える女性の自立を阻む要因ともいわれています。

また、女性支援が従来、売春防止法に基づく保護更生を目的としていたため、女性が求めるニーズに見合った支援が行えていませんでした。

2024（令和6）年4月に、女性の意思を尊重した支援を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関す

る法律」（女性支援新法）が施行されました。施行から1年が経ち、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」として「女性の福祉」「人権の尊重・擁護」「男女平等」の視点を明確にし、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をめざすこととなりました。

しかしながら、現状では自治体の支援体制が異なるがために、求める支援をスムーズに受けることができないといった自治体間の支援格差が懸念されています。

厚生労働省が令和7年1月に実施した「女性の困難な経験に関する実態調査」によると、困難なことを経験した女性の半数以上は、誰にも相談しておらず、「相談しても無駄だと思った」「相談するほどのことではないと思った」など一人で抱え込んでいます。また、約8割が「専門機関へ相談したことがない」「ことも踏まえると、相談窓口や支援者と出会うことの難しさを痛感します」。

特に若年女性は、相談しても注意される、連れ戻される、話を聴いてくれないなど否定的にとらえ、相談窓口や支援機関につながりにくくなっています。この状況を改善するため民間団体では、居場所を開設し、食事提供や相談支援を行い、点から線へのつながりを模索するアウトリーチ型の支援を行っています。夜回りでの声掛けやS

NS相談の受け付けなど若年女性が孤立しないよう、見守る支援を継続し、支援機関の存在を知ってもらい「認知度を向上」させる支援に取り組んでいます。

阿南市では、男女共同参画基本計画の基本目標のひとつに「男女がともに安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、相談窓口の充実、DV、性暴力、性差別防止に向けた啓発や学校での人権学習、また各種パンフレットの作成、配付など市民への啓発に積極的に取り組んでいます。それでも一人で悩みを抱え込み、相談をためらっている女性が多いのではないかと推測される現状があり、相談しやすい環境が求められています。

支援者は、支援を必要としている女性ほど情報にアクセスしづらく、社会から孤立していることに対しての理解が大切です。

自治体、NPOなど民間団体、医療機関や学校などの関係者が女性支援の情報を共有し、孤立している女性に気づくことが支援の入口です。相談者に寄り添いつながり続けるなかで、何よりも「否定しない」「尊重した」支援を行うことで相談へのハードルを下げることにあります。

地域のネットワークは互いの強みをいかし、相談を放置せず、適切な支援

を提案し、相談者だけでなく、支援機関同士の信頼関係を築くことが切れ目のない支援になります。自立した生活をするためには、福祉や医療、就労支援など地域の社会資源を活用します。安心・安全な生活の土台は自治体が担い、関係機関や民間団体と横断的な連携や協働により女性支援を活性化させます。民間団体等の機動性や柔軟性に見られる支援はより細やかな支援を可能にします。

相談者本人の意向に沿った支援を考える過程は、ジェンダー平等の意識を育み、誰もがお互いに人権を尊重し、「生きづらさ」のない社会をつくること、地域のネットワークを強くすることにつながります。女性支援新法は、男女の賃金格差や社会的役割の性差別などを、社会に問いかけています。



### 問い合わせ

人権・男女共同参画課  
☎ 22-3094